

高 戦 み 第 6 3 7 号  
高 戦 財 第 4 0 5 号  
令 和 2 年 1 0 月 6 日

市長 濱田 剛史

### 令和3年度の当初予算編成方針について

本市では、これまでの行財政改革の推進により歳出削減を積み重ねるとともに、平成29年度には、「『高槻市みらいのための経営革新』に向けた改革方針」（以下、「改革方針」という。）を策定し、「強い財政」、「強い組織」、「輝く未来」を実現するため、事業の見直しなど、未来志向の改革に取り組んできた。この取組は、人口減少による市税収入の減少、超高齢化による社会保障関係費の増大などにより、本市の財政が危機的な状況を迎えることが想定される中で、将来にわたって持続可能な行財政運営を進めていくため、今のうちから市政運営の在り方を見直していこうとするものである。

また、近年の地震や台風などの大規模災害からの復旧、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染拡大防止対策や地域経済活動への支援など、不測の事態にあっても迅速に施策を実施できたことは、これまで健全財政を維持してきた成果であるとも言え、今後とも継続的な事業見直しの取組が不可欠である。

令和3年度は「第6次総合計画」の初年度であり、同計画に掲げる8つの将来都市像の実現に向け取り組む必要があるが、財政面では、新型コロナによる景気の落ち込みにより、市税収入の大幅な減少が想定されるため、極めて厳しい予算編成となる。

職員においては、急速な時代の変化を認識し、これまでの事業手法や経緯にとらわれることなく創意工夫を凝らし、輝く未来に向け、「みらい創生」をキーワードに、強い意志を持って改革に取り組まれない。

#### 1 地方行財政に関する国の動向

国は、新型コロナの影響により、これまで経験したことのない国難とも言うべき事態に直面し、国内経済は極めて厳しい状況にある中で、現在は感染防止策を講じながら、経済活動レベルを段階的に引き上げていく局面にあるとしている。今後の先行きが不透明な状況でも、感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、今回の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを社会変革の契機と捉えて、通常であれば10年かかる変革を、将来を先取り

する形で一気に進め、ポストコロナ時代の新しい未来として「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指すこととしている。

とりわけ、行政分野のデジタル化・オンライン化の実装遅れが様々な場面で指摘されたことを踏まえ、その実装を力強く進め、人口構造の変化や付加価値、生産性の低さなど積年の課題解決のため持続的な成長実現を図っていくこととしており、市としても、こうした国の動向について十分注視した上で、施策を推し進めていく必要がある。

## 2 本市の財政状況

本市の令和元年度決算は、新文化施設の整備や安満遺跡公園全面開園への整備のほか、市役所本館の耐震改修を実施した一方、前年度にエネルギーセンター第三工場の整備が完了したことや大阪府北部地震などの災害対応の進捗に伴い、投資的経費が大幅に減少したことにより、歳出の総額としては前年度に比べ減少した。しかし、これらの歳出に対し、基金の取崩しなどにより対応したため、基金残高は24億円減少し、また、経常収支比率は、94.7%と引き続き高い水準にとどまっている。

今後においても、少子高齢化に伴う収入減、支出増に加え、新型コロナの影響により、基幹収入である市税収入の大幅な減少が見込まれ、その後の経済回復局面は不透明であることから、将来の財政状況は極めて厳しい状況になると予想される。

## 3 令和3年度の予算編成

前述の財政状況の下、将来にわたって持続可能な自治体経営を行うためには、改革方針や新たに策定する「第6次総合計画」に基づき、限られた経営資源の有効な活用と成果の向上を重視した事業の最適化に取り組む必要がある。

予算編成に当たっては、各事務事業の今後の在り方や費用対効果について、各部局長において再度徹底した検証を行うとともに、新型コロナから市民生活や地域経済を守るための事業及び新しい生活様式への対応を考慮したものを予算要求に反映されたい。その上で、本市の更なる発展に向け、「第6次総合計画」に基づく魅力あるまちづくりを着実に進めるとともに、次世代に輝かしい未来を引き継ぐため、戦略的に事業を展開していかなければならない。

以上を踏まえ、令和3年度の予算編成に当たっての基本的な考え方は次に示すとおりとする。

#### 4 予算編成の基本的な考え方

- (1) 地方自治法第210条に定められた総計予算主義の原則を遵守し、予算の見積に当たっては、計画的に事業を展開できるよう、年間で必要な経費を確実に見込み、全ての経費を当初予算にて要求すること。なお、補正予算は急施を要する事業や国の補正予算に伴うものなど、真にやむを得ないものに限る。
- (2) 部の経営方針において、改革方針を踏まえた各部局の改革の方向性を示した上で、予算要求作業に着手すること。経営方針の策定に当たっては、部局長を中心に、あらゆる角度から改革の可能性を検討すること。
- (3) 歳入については、公有財産の活用を始め新たな財源確保に取り組むとともに、国・府の動向を的確に把握し、更なる財源の確保に努めるなど、事業財源は自ら捻出するという意識を持って、各部局の努力や新たな発想による歳入拡大に取り組むこと。
- (4) 歳出について
  - ① 既存事業については、単に前例を踏襲することなく、全ての事業に対し効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め抜本的な経費の見直しなど、徹底的に無駄を排除し、各部局の創意工夫により経費縮減に努めること。また、他市の先進事例等を把握し、経費の縮減に繋がる効果的な取組について、本市への導入を検討すること。
  - ② 事業の統廃合や民間活力の導入、業務の簡素化、効率化などにより、職員体制や勤務時間の適正化を図り、生産性の向上に繋がる見直しに積極的に取り組むこと。
  - ③ 新規・拡充事業については、以下のものに限り編成する。
    - ア 「第6次総合計画」に掲げる8つの将来都市像の実現に向けて、優先的・重点的に取り組む必要がある事業
    - イ 生産年齢人口や交流人口の増加に実効性のある施策として、重点的に取り組む事業
    - ウ 災害に強く強靱なまちづくりのため、防災・減災に資する施策として、重点的に取り組む事業
    - エ 法令等で新たに実施又は拡充することが義務付けられている事業

オ 長期的な視点で歳出を削減するため、今のうちに着手すべき事業  
カ 新型コロナ対応として市民生活や地域経済を守るため実効性のあ  
る事業

- ④ アセットマネジメントの視点に立ち、施設の修繕・改修等については、個別施設毎のライフサイクルコスト縮減に向け、効果的、効率的な予算要求を行うこと。また、当該施設の築年数や利用状況を踏まえ、施設の安全・安心の確保や機能向上に繋がる集約化や複合化など「高槻市公共建築物最適化方針（平成29年8月）」に示された方向性に沿った検討を行うこと。
- (5) 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、経営の効率化に努めるなど、市長部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

## 5 予算要求基準について

前述の「4 予算編成の基本的な考え方」を踏まえた令和3年度当初予算の要求基準は、以下のとおりとする。

- (1) 予算要求については、全ての経費について、効果、必要性等の観点から、真に必要な最小限度の事業費とし、部全体で、原則前年度を上回らないこととする。
- (2) 新規、拡充事業について財源確保されたものや、既存事業で新たな財源確保、拡充された取組については、査定上一定考慮する。